

# 工業統計調査規則（抄）

〔昭和26年12月28日〕  
通商産業省令第81号  
最終改正 平成16年12月8日  
経済産業省令第112号

## （省令の目的）

第1条 工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。

## （調査の目的）

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

## （調査の期日）

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

## （調査の範囲）

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成14年3月7日総務省告示第139号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類F－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）について行う。

## （調査の種類）

第5条 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

## （調査事項）

第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 本社又は本店の名称及び所在地
- 3 他事業所の有無
- 4 経営組織
- 5 資本金額又は出資金額
- 6 従業者数
- 7 常用労働者毎月末現在数の合計
- 8 現金給与総額
- 9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費
- 10 有形固定資産
- 11 リース契約による契約額及び支払額
- 12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- 13 製造品の出荷額、在庫額等
- 14 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及び修理料収入額の合計金額
- 15 内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。）
- 16 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合
- 17 主要原材料名
- 18 作業工程
- 19 工業用地及び工業用水